

帝国都市ニュルンベルクの魔女裁判にみる悪魔学的要素と萌芽的近代性

田島 篤史（大阪市立大学都市文化研究センター研究員）

第九回シンポジウム（2018.09.22）

本シンポジウムは、「ルネサンス期ヨーロッパにおける魔女表象と社会の変容」をテーマに、表象と実践との間の交渉を論じるが、本報告では「表象＝悪魔学（書）」「実践＝魔女裁判」として、両者の関連について検討する。

本報告では数多ある悪魔学作品を代表して、異端審問官 H. インスティトリスの『魔女への鉄槌』（以下『鉄槌』）を扱う。本書は、ヨーロッパで魔女狩りが猖獗を極めるかなり以前の1486年に初版が世に出たが、すでに害悪魔術、悪霊との性交、悪魔との契約、空中飛行、魔女集会といった魔女のステレオタイプについて体系的に論じており、こうした危険な存在である魔女の根絶を訴えている。また出版部数の多さや、ローマ教皇・神聖ローマ皇帝・ケルン大学神学部教授らからの支持、さらには後世の悪魔学者らによる数多くの引用のため、魔女狩り史上における本書の重要性は幾度となく指摘されてきた。それゆえ本書の出版が魔女迫害を激化させたと言われてきたのである。『鉄槌』が最重要悪魔学作品として扱われて久しいが、しかし魔女迫害との直接的影響関係という点では、まったくと言っていいほど未解明である。この推測に基づく通説的評価は、今一度、実証的に論じる必要があり、また仮にこの評価が正しいとしても、本書がいかなるかたちで魔女狩りを激化させたのか、その具体相においてはさらに掘り下げられるべきであろう。

実践＝魔女裁判については、帝国都市ニュルンベルクを取りあげ、当市における魔女・魔術裁判の分析を通じて、その中で確認できる悪魔学的要素を抽出するとともに、いつ、いかなるかたちで社会の変容、すなわち近代性の萌芽が認められるかを考察する。ニュルンベルクでは、『鉄槌』が多く製作されたが、作者インスティトリスが異端審問活動を行っておらず、そのため作者の活動の影響を考えることなく、作品自体が裁判に与えた影響を考察できる。また1560年代以前の魔女・魔術裁判が確認できることから、魔女犯罪の内容が画一化していく大迫害期以前の事例を含めて通時的分析が可能である。悪魔学と魔女裁判とはほぼ同時期に同主題を扱っているにもかかわらず、これまで両者は個々別々に論じられてきた。こうした表象と実践との相互連関を探る試みは、両者のさらなる構造的解明に貢献できるであろう。

上記手法での分析の結果、ニュルンベルクにおける『鉄槌』各版の製作年（1494年、1496年、1516年頃、1519年）および、市参事会がインスティトリスに魔女問題に関する見解を求めた回答書である『ニュルンベルガー・ヘクセンハンマー』の提出年（1491年）が、当市魔女裁判の経過にとってなんらの画期にもなりえず、法的近代化であるカロリーナの発布（1532年）を

経て、1536年の裁判中によりやく明確な『鉄槌』的悪魔学要素が現れることを確認できた。それ以前では、ほとんど死刑判決がなく、都市追放刑や釈放が多いことがニュルンベルクの特徴でもある。この1536年の裁判では、地下牢審判人や法律顧問のうちの数名が、明らかに『鉄槌』あるいは『ニュルンベルガー・ヘクセンハンマー』に触れたものと思われる痕跡が、自白内容、用語の変化、鑑定の論理および死刑判決の推奨のうちに認められた。また本件を受けた市参事会の法令は、俗語でもって印刷メディアを通じて発布されたため、民衆に広く知られたことは間違いない。ここに印刷術の発展・普及というメディアの近代化が魔女問題にも深く関わることがわかる。皮肉なことに、このメディアの近代化は、法的近代化と合わせて、スコラ学的=前近代的な『鉄槌』の魔女イメージを広く周知させることとなり、結果的に魔女の厳罰化を押し進めていったのであった。

しかし、法律顧問の中にはまったく魔術の存在を信じない立場から鑑定を行う者もあり、判決を下す市参事会はそうした鑑定を採用することで、最終的に判決に至るまでの影響力まではみられなかった。つまり1530年代にあってなお、『鉄槌』の魔女論は数あるものの一つに過ぎなかったことがわかる。しかし確実にその思想が広まりつつあったことは、裁判経過から見ても間違いなく、ここに当時の印刷メディアによる情報伝達の経過を見て取ることができる。現代に比べて当然ながらゆっくりと、しかし確実に浸透していったのである。